

専門実践教育訓練給付制度のご案内

専門実践教育訓練の指定を希望する訓練施設の方へ

1. 専門実践教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

平成30年1月より
制度が拡充されます

<給付の内容>

- 教育訓練経費の**40%**（上限年間**32万円**）を6か月ごとに支給
〔平成30年1月1日以降：教育訓練経費の**50%**（上限年間**40万円**）を6ヶ月ごとに支給〕
- 資格取得等し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方又は当該資格取得等が訓練修了日の翌日から1年以内であって雇用保険の被保険者として雇用されている方には、教育訓練経費の**20%**（上限年間**16万円**）を追加支給

<支給の対象となる方>

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大4年以内）の方
かつ、〔平成30年1月1日以降：妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は**最大20年以内**の方〕
 - 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が10年以上（初回の場合は2年以上）ある方
〔平成30年1月1日以降：被保険者期間が**3年以上**（初回の場合は2年以上）ある方〕
- ※ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに10年以上経過している方
〔平成30年1月1日以降：受講開始日前までに**3年以上**経過している方〕

さらに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、教育訓練支援給付金制度の対象となり、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の**50%**（平成30年1月1日以降：基本手当日額の**80%**）を訓練受講中に2か月ごとに支給（平成33年度末までの暫定措置）。

2. 給付の対象となる講座（専門実践教育訓練）の指定基準

専門実践教育訓練となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は年2回（4月1日・10月1日）行っており、指定の有効期間は3年間です。

次の①～⑤の類型のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される<講座レベル要件>を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。

① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

〔訓練期間が1年以上3年以内のもの（人材開発統括官の定める1年未満の養成課程を含む。）〕

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上
就職・在職率：80%以上

② 専門学校等の職業実践専門課程〔訓練期間が2年のもの〕

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上

※ 就職・在職率 = (受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者 + 受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者) / 入講者

③ 専門職大学院

[訓練期間は2年以内（資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間）のもの]
<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格率：全国平均以上）
定員充足率：60%以上
認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

④ 大学等における職業実践力育成プログラム

[訓練期間：正規課程の場合、1年以上2年以内のもの
特別な課程の場合、時間が120時間以上、かつ期間が2年以内のもの]
<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上
(大学院における正規課程にあつては、就職・在職率：80%以上、定員充足率：60%以上)

⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

[訓練時間が120時間以上（ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ訓練期間が2年以内のもの]
<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上
就職・在職率：80%以上

※ この他にも指定の要件がございますので、詳細は、下記記載の厚生労働省HPに掲載している「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」をよくお読みください。

3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は**年2回**受け付けております（例年、10月1日指定分につき、4月中旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1ヶ月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知）。

厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金（専門実践教育訓練）講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

厚生労働省HP 専門実践教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

講座を運営する事業者（スクール）の方へ（専門実践教育訓練）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_senmon.html

厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) トップページの上の検索窓で、「講座を運営する事業者（スクール）の方へ（専門実践教育訓練）」と検索ください。

○ 講座の指定に関する問い合わせ先（平成29年度）

講座指定の申請手続きについて（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部キャリア形成促進室（キャリアアップ支援課）
電話 03-6758-2828・2824

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

○ 専門実践教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口
（連絡先一覧）<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

教育訓練内容別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況(平成29年9月1日時点)

○教育訓練内容別 指定状況

目標とする資格等名称	総数	指定講座数 平成29年10月		既指定 講座数
		新規指定 講座数	指定期間満了・講座 廃止等により指定 外となった講座数	
業務独占・名称独占資格の養成課程				
看護師	238	8	9	239
介護福祉士	161	3	20	178
美容師	111	9	17	119
調理師	90	4	4	90
歯科衛生士	78	3	11	86
保育士	74	6	8	76
はり師	60	2	22	80
柔道整復師	53	3	29	79
社会福祉士	53	9	2	46
准看護師	46	0	4	50
精神保健福祉士	39	3	0	36
助産師	36	0	1	37
栄養士	35	0	0	35
理容師	29	0	0	29
あん摩マッサージ師	22	1	3	24
製菓衛生師	18	0	5	23
歯科技工士	18	0	7	25
臨床工学技士	17	0	5	22
言語聴覚士	18	2	4	20
理学療法士	14	1	6	19
キャリアコンサルタント	13	13	0	0
作業療法士	12	1	3	14
建築士	7	0	2	9
保健師	6	0	0	6
測量士補	5	0	0	5
きゅう師	5	0	1	6
臨床検査技師	5	0	0	5
視能訓練士	4	2	4	6
電気工事士	4	2	0	2
救急救命士	2	0	0	2
義肢装具士	2	0	0	2
海技士	2	0	0	2
測量士	1	0	0	1
航空運航整備士	1	0	0	1
小計	1,279	72	167	1,374

専修学校の職業実践専門課程				
職業実践専門課程(商業実務その他)	205	26	29	208
職業実践専門課程(工業関係その他)	72	5	1	68
職業実践専門課程(情報処理)	59	9	10	60
職業実践専門課程(文化その他)	52	7	11	56
職業実践専門課程(デザイン)	47	8	5	44
職業実践専門課程(動物)	43	0	29	72
職業実践専門課程(スポーツ)	40	3	10	47
職業実践専門課程(経理・簿記)	37	0	19	56
職業実践専門課程(自動車整備)	36	2	1	35
職業実践専門課程(土木・建築)	26	9	6	23
職業実践専門課程(衛生関係その他)	26	5	0	21
職業実践専門課程(服飾・家政その他)	23	2	11	32
職業実践専門課程(情報)	21	0	33	54
職業実践専門課程(ビジネス)	21	0	12	33
職業実践専門課程(旅行)	18	1	10	27
職業実践専門課程(医療関係その他)	15	0	2	17
職業実践専門課程(電気・電子)	12	0	2	14
職業実践専門課程(社会福祉関係その他)	10	2	0	8
職業実践専門課程(農業関係その他)	7	0	0	7
職業実践専門課程(法律行政)	0	0	2	2
小計	770	79	193	884

目標とする資格等名称	総数	指定講座数 平成29年10月		既指定 講座数
		新規指定 講座数	指定期間満了・講座 廃止等により指定 外となった講座数	
専門職学位課程				
専門職学位(ビジネス・MOT)	31	1	7	37
専門職学位(教職大学院)	22	2	1	21
専門職学位(法科大学院・司法試験合格)	12	0	0	12
専門職学位(その他)	7	0	0	7
専門職学位(会計)	4	0	1	5
専門職学位(公共政策)	4	0	0	4
専門職学位(知的財産)	1	0	1	2
専門職学位(公衆衛生)	1	0	0	1
専門職学位(臨床心理)	1	0	0	1
小計	83	3	10	90

大学等の職業実践力育成プログラム				
特別の課程(保健)	17	9	0	8
正規課程(社会科学・社会)	14	2	0	12
特別の課程(その他)	10	0	0	10
正規課程(保健)	10	2	0	8
特別の課程(工学・工業)	8	0	0	8
正規課程(工学・工業)	6	0	0	6
正規課程(人文科学・人文)	4	0	0	4
正規課程(その他)	4	0	0	4
特別の課程(社会科学・社会)	4	2	0	2
特別の課程(農学・農業)	2	0	0	2
小計	79	15	0	64

一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程				
シスコ技術者認定 CCNP	3	2	0	1
オラクル認定Java認定資格 Developer	2	0	0	2
シスコ技術者認定 CCIE	2	1	0	1
情報処理安全確保支援士	1	1	0	0
データベーススペシャリスト	1	1	0	0
プロジェクトマネージャ	1	1	0	0
システム監査技術者	1	1	0	0
MS認定技術者 MCSE	1	0	0	1
小計	12	7	0	5
合計	2,223	176	370	2,417

教育訓練内容別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況(平成29年9月1日時点)

○都道府県別 指定状況

都道府県名	指定講座数			
	総数	平成29年10月		既指定講座数
		新規指定講座数	指定期間満了・講座廃止等により指定外となった講座数	
北海道	118	9	28	137
青森県	13	0	0	13
岩手県	28	1	1	28
宮城県	46	3	17	60
秋田県	8	7	0	1
山形県	11	1	1	11
福島県	20	1	1	20
茨城県	22	1	5	26
栃木県	22	5	0	17
群馬県	62	3	7	66
埼玉県	52	4	9	57
千葉県	35	2	4	37
東京都	330	38	84	376
神奈川県	73	5	7	75
新潟県	102	5	2	99
富山県	12	4	5	13
石川県	36	20	0	16
福井県	29	1	1	29
山梨県	6	0	0	6
長野県	26	2	2	26
岐阜県	16	2	0	14
静岡県	51	0	7	58
愛知県	122	8	17	131
三重県	27	1	1	27

都道府県名	指定講座数			
	総数	平成29年10月		既指定講座数
		新規指定講座数	指定期間満了・講座廃止等により指定外となった講座数	
滋賀県	1	0	2	3
京都府	68	2	12	78
大阪府	182	10	73	245
兵庫県	86	4	10	92
奈良県	5	0	1	6
和歌山県	14	1	1	14
鳥取県	9	1	0	8
島根県	21	1	6	26
岡山県	30	1	2	31
広島県	64	3	4	65
山口県	26	3	1	24
徳島県	14	0	2	16
香川県	33	4	8	37
愛媛県	26	0	14	40
高知県	14	4	3	13
福岡県	152	6	23	169
佐賀県	23	2	0	21
長崎県	22	1	3	24
熊本県	39	5	2	36
大分県	27	1	1	27
宮崎県	38	2	2	38
鹿児島県	22	1	0	21
沖縄県	40	1	1	40
合計	2,223	176	370	2,417

看護師・准看護師・保健師・助産師の資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程に係る
 専門実践教育訓練指定状況（都道府県別）

※平成 29 年 9 月 1 日時点指定講座数

都道府県名	指定講座総数			
	看護師 養成課程	准看護師 養成課程	保健師 養成課程	助産師 養成課程
北海道	118	9	0	1
青森県	13	4	1	0
岩手県	28	1	1	0
宮城県	46	3	0	0
秋田県	8	0	0	0
山形県	11	2	0	0
福島県	20	6	0	1
茨城県	22	8	2	2
栃木県	22	2	0	1
群馬県	62	6	2	1
埼玉県	52	9	7	0
千葉県	35	10	0	0
東京都	330	16	0	3
神奈川県	73	13	1	1
新潟県	102	2	0	0
富山県	12	0	0	1
石川県	36	1	0	0
福井県	29	0	0	0
山梨県	6	3	0	0
長野県	26	6	1	1
岐阜県	16	3	1	0
静岡県	51	7	1	0
愛知県	122	10	0	3

都道府県名	指定講座総数			
	看護師 養成課程	准看護師 養成課程	保健師 養成課程	助産師 養成課程
三重県	27	5	0	1
滋賀県	1	0	0	1
京都府	68	5	0	2
大阪府	182	13	1	3
兵庫県	86	7	0	1
奈良県	5	1	0	1
和歌山県	14	2	0	0
鳥取県	9	0	0	0
島根県	21	3	1	0
岡山県	30	6	0	0
広島県	64	8	2	1
山口県	26	3	1	1
徳島県	14	1	1	0
香川県	33	4	1	0
愛媛県	26	4	0	1
高知県	14	3	1	0
福岡県	152	20	6	3
佐賀県	23	6	4	2
長崎県	22	5	2	1
熊本県	39	5	4	1
大分県	27	2	3	1
宮崎県	38	6	2	0
鹿児島県	22	3	0	1
沖縄県	40	5	0	0
合計	2,223	238	46	36

看護師・准看護師・保健師・助産師の資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程を受講して
 専門実践教育訓練給付を受給した者の数（都道府県別）

※制度創設時（平成26年10月）から平成29年3月末までの受給者数

都道府県名	目標資格別受給者数			
	看護師	准看護師	保健師	助産師
北海道	36	0	0	2
青森県	32	36	0	0
岩手県	2	9	0	0
宮城県	1	0	0	0
秋田県	0	0	0	0
山形県	14	0	0	0
福島県	19	0	0	1
茨城県	45	57	0	4
栃木県	20	0	11	0
群馬県	151	91	0	5
埼玉県	162	75	36	0
千葉県	58	0	0	0
東京都	532	0	0	26
神奈川県	66	28	0	6
新潟県	17	0	0	0
富山県	0	0	0	2
石川県	10	0	0	0
福井県	0	0	0	0
山梨県	19	0	0	0
長野県	17	27	4	1
岐阜県	27	5	0	0
静岡県	26	34	0	0
愛知県	236	0	19	27

都道府県名	目標資格別受給者数			
	看護師	准看護師	保健師	助産師
三重県	27	0	0	4
滋賀県	0	0	0	0
京都府	39	0	0	11
大阪府	342	41	11	20
兵庫県	72	0	0	3
奈良県	12	0	0	0
和歌山県	10	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0
島根県	6	0	0	0
岡山県	55	0	0	0
広島県	41	17	0	0
山口県	67	24	0	2
徳島県	11	11	0	0
香川県	188	41	0	0
愛媛県	48	0	0	1
高知県	50	41	0	0
福岡県	261	185	0	12
佐賀県	218	93	0	5
長崎県	60	43	0	3
熊本県	64	151	0	4
大分県	24	25	0	10
宮崎県	120	36	0	0
鹿児島県	35	0	0	7
沖縄県	148	0	0	0
合計	3,388	1,070	81	156